

栃木県公報

令和 7 (2025)年 10月31日(金) 第652号

告 示

○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	809
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	810
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	810
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	811
○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	811
○介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	812
○土地改良区定款変更の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	812
公告	
○開発行為の工事完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	813

告示

栃木県告示第471号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和7 (2025) 年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

1 居宅介護事業者

変更	居宅介言	葉 事 業 者	居宅介語	葉 事 業 所	居宅介護の
年月日	名称	主たる事務所の 所 在 地	名称	所在地	種類
令 和 7 (2025)年 10月1日	株式会社 エフアンドエフ	佐野市植上町 1479-4	花・花薬局上三川 大山店 (チューリップ薬 局)	河内郡上三川町大 字大山字上ノ原 468-1	居宅療養管理指導
令 和 7 (2025)年 10月1日	株式会社 エフアンドエフ	佐野市植上町 1479-4	花・花薬局しらさ ぎ店 (くすの木薬局)	河内郡上三川町し らさぎ 1 - 18 - 9	居宅療養管理指導

(注)表中の()内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変更	介護	予	防 事 業 者	介	護予	防事	業所	介護予防の
年月日	名	称	主たる事務所の 所 在 地	名	称	所	在 地	種類

令 和 7	株式会社 エフ	ア佐野市植上町	花・花薬局上三川	河内郡上三川町大	介護予防居
(2025) 年	ンドエフ	1479-4	大山店	字大山字上ノ原	宅療養管理
10月1日			(チューリップ薬	468-1	指導
			局)		
令 和 7	株式会社 エフ	ア佐野市植上町	花・花薬局しらさ	河内郡上三川町し	介護予防居
(2025) 年	ンドエフ	1479-4	ぎ店	らさぎ 1 -18-9	宅療養管理
10月1日			(くすの木薬局)		指導

(注)表中の()内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第472号

補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)の一部を次のように改正し、令和7 (2025) 年度分の補助金等から適用する。

令和7 (2025) 年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

保健福祉部の部医療政策課の款に次のように加える。

栃木県重点医師偏在	今後も一定の定住人	次の各号に掲げる事業	知事が別に定	県が定める重点医師
対策支援区域診療所	口が見込まれるもの	1 施設整備事業(診	める額	偏在対策支援区域に
承継・開業支援事業	の、必要な医師を確	療所の運営に必要な		おいて、承継又は開
費補助金	保できず、人口減少	診療部門(診察室、		業を行った又は行う
	よりも医療機関の減	処置室等)や、診療		予定の診療所であっ
	少のスピードの方が	部門と一体となった		て、県の地域医療対
	早い地域などを重点	医師・看護師住宅の		策協議会及び保険者
	医師偏在対策支援区	整備費)		協議会で支援対象と
	域と設定した上で、	2 設備整備事業(診		して合意を得た診療
	当該区域において診	療所の運営に必要な		所の開設者
	療所を承継又は開業	医療機器等の購入		
	する場合に、当該診	費)		
	療所に対して、施設	3 地域への定着支援		
	整備、設備整備及び	事業(診療所を承継		
	一定期間の地域への	又は開業する場合の		
	定着を支援すること	地域への定着に必要		
	により、地域の医療	な経費)		
	提供体制を確保する			
	ことを目的とする。			
		I .	ļ	

(医療政策課)

栃木県告示第473号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和7 (2025) 年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険	事業者の	指定	居宅サー	- ビス	事業	所	指	定	0)	サ	ービ	ンス
事業所番号	名称又は氏名	名	称	所	在	地	年	月	日	0)	種	類
0970803300	合同会社おれんじの会	ヘルパー	事業所お	小山市	中久	喜1169	令	和	7	訪問	引介語	

	代表社員 武井 高子	れんじの会	番地26	(2025) 年 10月1日	
0961390093	医療法人社団萌彰会 理事長 八竹 健司	訪問看護ステー ション リヤンド 那須黒磯	那須塩原市宮町 2 番26号	令 和 7 (2025)年 10月1日	訪問看護
0971100730	医療法人社団為王会 理事長 尾形 享一	エポック	矢板市末広町11番 地6	令 和 7 (2025)年 10月1日	福祉用具貸 与
0971100730	医療法人社団為王会 理事長 尾形 享一	エポック	矢板市末広町11番 地6	令 和 7 (2025)年 10月1日	特定福祉用 具販売

栃木県告示第474号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和7 (2025) 年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険	事業者の	指定介護予防+	ナービス事業所	指定の	サービス
事業所番号	名称又は氏名	名 称	所 在 地	年 月 日	の種類
0961390093	医療法人社団萌彰会 理事長 八竹 健司	訪問看護ステー ション リヤンド 那須黒磯	那須塩原市宮町 2 番26号	令 和 7 (2025)年 10月1日	介護予防訪 問看護
0971100730	医療法人社団為王会 理事長 尾形 享一	エポック	矢板市末広町11番 地 6	令 和 7 (2025)年 10月1日	介護予防福 祉用具貸与
0971100730	医療法人社団為王会 理事長 尾形 享一	エポック	矢板市末広町11番 地6	令 和 7 (2025)年 10月1日	特定介護予 防福祉用具 販売

栃木県告示第475号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和7 (2025) 年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険	事業者の	指定居宅サ-	- ビス事業所	廃止の	サービス
事業所番号	名称又は氏名	名 称	所 在 地	年 月 日	の種類
0970203642	株式会社天の川 代表取締役 長岡 大次郎	訪問介護ステーション天の川きら ら	足利市江川町三丁 目5番地4	令 和 7 (2025)年 9月30日	訪問介護
0970402285	S O M P O ケア株式会社 代表取締役 鷲見 隆充	SOMPOケア 佐野 訪問介護	佐野市浅沼町836 番地	令 和 7 (2025)年 7月31日	訪問介護

0970203683	メジロ合同会社 代表社員	メジロ訪問看護ス テーション	足利市今福町43番 1号 パークコー	令 和 7 (2025) 年	訪問看護
	藤田 充		ト今福E棟	8月15日	
0970200762	足利市農業協同組合 代表理事組合長	J A足利デイサー ビスセンターらい	足利市下渋垂町 751番地	令 和 7 (2025) 年	通所介護
	齋藤 肇	でん		9月30日	
0971600077	社会福祉法人下野市社会 福祉協議会 会長 山中 庄一	下野市社協デイサービスセンター のぞみ	下野市小金井789 番地	令 和 7 (2025)年 9月30日	通所介護
0972700215	島屋株式会社 代表取締役 石塚 龍夫	島屋株式会社本店 営業部	芳賀郡市貝町市塙 1667番地	令 和 7 (2025)年 8月31日	福祉用具貸
0972700215	島屋株式会社 代表取締役 石塚 龍夫	島屋株式会社本店 営業部	芳賀郡市貝町市塙 1667番地	令 和 7 (2025)年 8月31日	特定福祉用 具販売

栃木県告示第476号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定 介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和7 (2025) 年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険	事業者の	指定介護予防	ナービス事業所	廃止の	サービス
事業所番号	名称又は氏名	名 称	所 在 地	年 月 日	の種類
0970203683	メジロ合同会社 代表社員 藤田 充	メジロ訪問看護ステーション	足利市今福町43番 1号 パークコー ト今福E棟	令 和 7 (2025)年 8月15日	介護予防訪 問看護
0972700215	島屋株式会社 代表取締役 石塚 龍夫	島屋株式会社本店 営業部	芳賀郡市貝町市塙 1667番地	令 和 7 (2025)年 8月31日	介護予防福 祉用具貸与
0972700215	島屋株式会社 代表取締役 石塚 龍夫	島屋株式会社本店 営業部	芳賀郡市貝町市塙 1667番地	令 和 7 (2025)年 8月31日	特定介護予 防福祉用具 販売

(高齢対策課)

栃木県告示第477号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7 (2025) 年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
三栗谷用水土地改良区	令和7(2025)年10月22日

(農地整備課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査 済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7 (2025) 年10月31日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開発許可を受	けた者
(工区に含まれる地域の名称)	住所	氏 名
さくら市向河原字向川原4008番、4009番3、 4009番5、4009番9、4009番10、4014番、 4014番2、4024番1、4024番3	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7 番7号	株式会社薬王堂
河内郡上三川町大字石田字北浦1235番 4	下都賀郡壬生町おもちゃのまち二丁 目 5 番14号セジュール 6 -202号室	塩 沢 悠 加 塩 沢 正 樹
河内郡上三川町大字上蒲生字八丁404番2	下野市小金井106番地9サン・ミ ケーレ202	生 沼 英 靖 生 沼 寛 佳
芳賀郡芳賀町大字祖母井字赤坂道下1685番14、1685番22、字赤坂道上1690番14、1690番15、1690番16、1690番17、1690番18	芳賀郡芳賀町大字下高根沢2542番地 1	株式会社サングラン ド

(都市政策課)